

環境社会配慮助言委員会

第81回 全体会合

日時 平成29年7月3日（月）14:30～17:05

場所 JICA本部 111・112連結会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

石田 健一	東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 行動生態計測分野 助教
織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構）代表
作本 直行	日本貿易振興機構（JETRO）総務部 環境社会配慮 審査役
鋤柄 直純	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹
鈴木 孜	元アークコーポレーション株式会社 技術部長
田辺 有輝	「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 持続可能な開発と援助プログラム プログラムコーディネーター
谷本 寿男	社会福祉法人 共働学舎 顧問（元恵泉女学園大学 人間社会学部 国際社会学科 教授）
長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部及び経済科学研究科 教授
林 希一郎	名古屋大学 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン 代表理事
升本 潔	青山学院大学 地球社会共生学部 教授
松行 美帆子	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 准教授
村山 武彦	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授

JICA

富澤 隆一	審査部 次長
永井 進介	審査部 環境社会配慮審査課 課長
村瀬 憲昭	審査部 環境社会配慮監理課 課長
渡辺 大介	アフリカ部 アフリカ第一課 課長
吉川 正紀	中東・欧州部 中東第二課 課長
山下 望	東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課
國武 匠	南アジア部 南アジア第一課

調査団

赤嶺 和彦	東電設計株式会社
-------	----------

午後2時30分開会

○永井 お時間になりましたので、まだいらっしゃっていない委員の方はおりますけれども、第81回全体会合のほうを始めさせていただきたいと思います。

私、6月15日付で、渡辺の後任として環境社会配慮審査課の課長に着任いたしました永井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は司会をさせていただきます。

まず冒頭、事務局からの連絡ですけれども、毎度すみません。

逐語議事録を作成しております関係で、ご発言される際には必ずマイクを使用してご発言いただきますようお願いいたします。そして、ご発言の際にマイクをオンにし、ご発言が終わりましたらオフにさせていただくようお願いいたします。また最後に、マイクは3、4人に1本程度でのご使用となっております。恐れ入りますが、適宜マイクを回していただくなどして、ご協力いただければと思います。

以上、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、村山委員長、よろしくお願いいたします。

○村山委員長 今日は私のほうで進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、まず案件概要説明、今日は2件です。

1つ目がケニアの橋梁建設事業で、スコーピング案の段階ということです。

では、ご説明、よろしくお願いいたします。

○渡辺 JICAアフリカ部第一課の課長をしております渡辺です。本日はよろしくお願いいたします。

ケニアのモンバサ港ゲートブリッジ建設事業協力準備調査の事業に関しまして、ご説明いたします。

本日の説明項目は以下7点になりまして、早速ですが、スライド番号3番をご覧ください。

事業の背景ですが、後ほど、地図でご説明しますが、本件事業対象地でありますアフリカ北部回廊の起点になりますモンバサは、東アフリカ地域の玄関口として重要な都市でございまして、急激な人口増加、これに対応したインフラ開発の遅れや車両数の増加により、交通渋滞が深刻化しております。人口は、2000年で70万人弱でしたが、今や100万を超える大都市となっております。

このモンバサ経済の中心地がモンバサ島でございまして、モンバサ島と南側の対岸のリコニ地区がございまして、ここが幅約500メートルの海峡で隔てられており、移動手段は現在フェリーしかございません。このフェリーの乗船待ちの長い車列が発生しており、大きな社会経済的損失を生じていると言われております。また、フェリーでは事故が頻発しており、安全上問題と指摘されております。

ケニア政府は、南部のドンゴ・クンドウ地域にケニア最初となる経済特区（SEZ）

を整備する計画を持っておりまして、このSEZへのアクセス拡充も求められております。

この海峡をまたぐ橋梁を建設することにより、モンバサ地域の南北の円滑・安全な交通確保、さらには、モンバサ北部に集中している経済活動をリコニ地区を含むモンバサ南部地域に分散させて、南部地域の開発を促進することが重要です。

事業対象地の様子です。左上がりコニフェリーの乗船を待つ車列、以下3つがりコニフェリーの様子です。車と人がごった返している様子がよく見ていただけるかと思えます。

事業の背景の続きですけれども、ケニア政府は、国家開発計画「Vision2030」をつくっており、この中で、経済開発が三本柱の一つと据えられております。その実現のために、道路・鉄道等の運輸インフラ開発を重点課題の一つと掲げております。

また、「Vision2030」の中期計画に当たります第二次中期計画におきましても、運輸インフラ分野の課題として都市部の交通混雑を挙げており、国内・域内貿易強化のための道路ネットワーク改善が必要としております。

また、モンバサゲートシティ総合マスタープランがございますが、こちらでも、本事業が優先事業リストに含まれております。

昨年8月にケニア・ナイロビで行われました第6回アフリカ開発会議（TICAD6）におきましても、アフリカの連結性強化のために、橋梁・幹線道路等のインフラ整備に協力することが宣言されました。本事業は、こうした国際公約等に合致していると考えております。

事業の概要です。

事業目的は、モンバサ島内の交通渋滞の緩和、それとともに、モンバサ島と南側大陸を結ぶ安全・効率的な移動手段を提供することにより、モンバサ南部地域の開発を促進、円滑な物流の確保を図るものです。

プロジェクトサイトは、モンバサ郡のモンバサ島及びリコニ地区です。スライド番号の7番と8番に現地の地図を示しておりますので、こちらをご覧くださいながらお聞きいただければと思います。

対象道路の延長合計は10.5キロ、4車線の道路ないし橋梁を建設することになります。

主橋梁は斜張橋を予定しており、主橋梁が合計で1,320メートルです。その前後のアプローチ道路も事業対象として計画しており、モンバサ島側のアプローチ道路が2,800メートル、リコニ側のアプローチ道路が4,700メートルを予定しております。

主橋梁の形式は、鋼斜張橋を想定しており、2面吊、鋼管矢板井筒基礎という、日本企業が得意な技術を活用した建設を想定しています。

事業実施機関は、Kenya National Highways Authority、KeNHAと呼ばれておりますケニア高速道路公社になります。

事業対象地域の地図の、中央にございます「ゲートブリッジ」と書いてある赤い部

分が、この事業の対象の主橋梁とアプローチ道路の建設予定地です。

左下に「南バイパス」とございまして、この青い線が、今、円借款で支援しております道路ないし橋梁事業になります。

次のページも、同じ地域を少し拡大した地図になります。先ほどご説明しましたフェリーが、ゲートブリッジの少し右下側に黄色い字で書いてあるかと思います。

調査内容ですが、通常の協力準備調査を、環境社会配慮を含めた内容を実施する予定でして、交通調査・需要予測に始まり、架橋位置の検討、自然条件調査、環境社会配慮、最終的な事業概要に係る本邦企業への説明等を調査として想定しています。

架橋位置の選定ですが、右側の図に、少し薄くなっておりますけれども、モンバサ島側と、南側大陸の架橋ルート9ヶ所を提案し、事業実施に大きな支障となる事項、具体的には、環境社会への甚大な影響、船舶航行への支障、安全保障上の問題という項目で評価して、3案にまず絞り込みをしております。

その3案につきまして、左下の表にございまして、事業目的との整合性、事業コスト、環境社会配慮、その他という11の項目にプライオリティづけをし、配点した上で、先ほどの3案の中からD案、Dルートが推奨案として、今推奨されております。

架橋位置の選定につきましては、スコーピングのときに特に詳しくご説明、協議をさせていただきたいと思っております。

本事業対象候補地域の現況でございます。北側がモンバサ島、南側がリコニ地区となります。この写真を見ていただくとおわかりのとおり、北側、モンバサ島はかなり開発が進んで、渋滞が深刻化している状況でして、南側はこれから開発が進んでいく地域というのが見ていただけるかと思えます。

環境社会配慮事項ですが、環境カテゴリはAを想定しておりまして、JICAの環境ガイドラインに沿った根拠です。

環境配慮について、ケニアの環境関係法令ではEIA作成と許認可取得が必要でございまして、ケニア国法及びJICAガイドラインに沿って作成されます。承認するケニアの当局は、ケニア国の環境管理機構、NEMAと呼ばれる官庁になります。

事業内容を踏まえ、特に工事中の大気質、供用後の大気質、騒音・振動、水質、水象等への配慮が必要と考えております。

また、本事業対象地域は、必ずしも自然環境に関して影響を受けやすい地域ではございませんが、やや離れた場所にマングローブ林や自然保護区があることから、影響の有無等を評価し、配慮を検討していく必要があると考えております。

社会配慮ですが、アプローチ道路の設置に当たりまして、被影響建物として、住宅約260棟、業務施設が約25棟程度見込まれており、それ以外にも、露店40店舗程度への影響が見込まれております。

以上を踏まえた調査工程でございますが、現在、協力準備調査をしておりまして、来年の3月後半にドラフトファイナルレポート、5月の後半にファイナルレポートとい

うのが、現時点で見込まれております調査スケジュールです。本日7月3日に概要説明、8月にスコーピング案のご説明、ドラフトファイナルレポートが出てくる来年の4月から5月ごろに、2回目のワーキンググループを開催させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。

石田委員。

○石田委員 聞き漏らしたかもしれないんですが、フェリー、要するに、これ水道、島と大陸なので水道通っているんだと思うんですけども、その距離、水道の距離を教えてくださいのと、あともう一つは、現存のフェリーのあるような場所に道路をつくるんじゃないかと、もう少し北側というんですか、もう少し内陸側につくる理由を、簡単にいいので教えてください。2点です。

○渡辺 ありがとうございます。

現在想定されている架橋位置の海峡の幅は約500メートルになります。ケニアの南東の海の入り口の港町になりまして、海の一部になっています。

それから、架橋位置ですが、いろいろなルートがある中で、さまざまな制約と、プライオリティづけをした配点の結果、今の位置になっています。例えば軍の施設があったり、住民移転が余りに多くなり過ぎるところは避けたりということで、今のDルートになっているのですが、もう少しスコーピングのところで詳しくお話しさせていただきます。

○石田委員 ありがとうございます。

○松本委員 1点確認ですが、これ、フェリーはそのまま使いつつ、この橋をというのが現在の計画なんですか。

○渡辺 ケニア側とも話しながらやっていますけれども、彼らは使い続けたいというのが現時点の意向です。

○村山委員長 そのほか、いかがでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 代替案の検討の話なんですけれども、ルートが幾つかあって、そのうち、もうDルートが推奨案として出されているということなんですけれども、スコーピングを行うときに代替案の検討という位置づけをどういうふうにするか。

つまり、評価の一つの柱として、環境社会配慮の結果をもってというふうにあるんですけれども、いわゆるこれから環境社会配慮をしっかりとやろうかなという時期の中で、もうルート選定、代替案の選定がある程度行われてしまっているということです。ですから、スコーピングまでの環境社会配慮でやったことと、それから、これから本格的にスコーピングの決定を踏まえながら環境社会配慮をやりましょうという、

そういう中での代替案の検討というのをどういうふうに位置づけるかというのを、お考えをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○渡辺 あくまで推奨の架橋位置ということですので、もちろんケニア側とも話しながら、ここがいいんじゃないかというのはケニア側の意向も踏まえながら今まで検討してきているものです。9案あると申し上げましたけれども、現実的には、軍の施設があったり、大きな船舶が通りますので、船舶の事故を避けなきゃいけないということで、橋脚の位置の制約から外れてくるところなど、なかなか難しいルートがかなり含まれていまして、それだけの要因で外れてくるところが何案かあります。

それ以外、環境社会配慮を踏まえてDルートが最適ではないかということですが、ぜひ詳しくスコーピングのときにご意見もいただいて、本当にここがだめということになれば、もちろんまた代替案ということになりますけれども、今まで調べてきた限り、また、ケニア側と話している限りは、なかなかここ以外のルートというのが現実的には難しいというのが現時点の我々の考えです。

○村山委員長 その他いかがでしょうか。

作本委員。

○作本委員 1つ教えてください。人口、これは3ページで、人口増が69万人から106万人に増えたと書いてあるんですけれども、実際、車の写真、その下の4ページ見ますと、車は確かに並んでいるように見えるんですが、実際、車の数、それだけ増えているんですか。あるいは、需要予測じゃないですが、車の今後の増加というのはかなり見込まれるんでしょうか。これは先ほどのフェリーの利用ともかわるんですが、必要性をちょっと教えていただければありがたいです。

○渡辺 ありがとうございます。

車両もかなり増えていまして、現時点で、6,000台ぐらいがここの需要になっています。

人口は、ケニアでかなり増えていますし、増えるだけではなく、所得レベルも上がってきていますので、かなり交通量は今後も増えてくると見られているのが一般的な指摘です。

○作本委員 ありがとうございます。

○村山委員長 6ページの事業概要を拝見すると、橋梁建設ではありますが、アプローチ道路を含めた道路整備も相当距離があって、こちらもかなり大きな事業だと思うんですけれども、住民移転が発生するというのは、拡幅に伴うものということでしょうか。現在の道路を整備することで生じるものということなのか、あるいは、新しく道路をつくるということなのか。もしわかりましたら、お願いいたします。

○渡辺 こちらの資料の真ん中あたりにも、リコニ側現道の拡幅ということで1,600メートルありますけれども、かなり現道の拡幅による住民移転が多いかなというふうに見ております。

○村山委員長 モンバサのほうも拡幅が中心ですか。

○渡辺 はい、そうなります。

○村山委員長 わかりました。

はい、どうぞ。

○日比委員 ありがとうございます。

少し離れたところですかね、マングローブ林があるとのことですが、もし今いただいている図の、地図の中で、この辺というのがお示しいただければ、わかる範囲でお願いできますでしょうか。

○渡辺 マングローブが多く見られる地域は、もう少し湾を入っていった、この辺りがかなり多いというのがこれまでの調査でわかっています。

○村山委員長 それでは、よろしいでしょうか。

では、1件目、これで終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

続きまして、2つ目です。イランの火力発電所の建設事業、こちらのほうもスコーピング案の段階ということです。

では、準備ができましたら、ご説明、よろしくお願いいたします。

○吉川 イランのシャヒード・ラジャーイー発電所建設事業準備調査についてのご説明をさせていただきます。中東・欧州部中東第二課の課長をしております吉川と申します。よろしくお願いいたします。

まず、調査の背景になりますが、イランの電力公社による2014年のイランの発電設備容量は7万3,000メガワット程度で、発電能力は6万3,000メガワット程度で、最大の電力需要が4万9,000メガワット程度になっております。一方で、2000年から2014年までの平均電力需要の増加量は6.1%ということで、あと5年程度で発電能力に追いつくような形になっています。発電所は結構古いものが多くて、発電能力は落ちていくという見込みになっていますので、新しい発電所の建設が必要な状況であるということになります。

イランの第6次5ヶ年計画（2016年～2020年）においては、発電効率の向上がエネルギー分野の目標の一つとなっており、同時に、イラン政府としては、COP21において策定した政策目標において、2030年までに対策をとらなかった場合に比して4%の温室効果ガスの削減を目標にしているということです。この手段の一つとして、新規についてはガスコンバインドサイクルの発電というのをつくっていかうという方針があります。

イランのエネルギー省のほうからは、今後の新規電源開発として、従来型の火力発電にかわって、低環境負荷のガスコンバインドサイクルの発電を導入したいという意向が表明されておりまして、そういった関係で、シャヒード・ラジャーイー火力発電所という既存の発電所のサイトに、ガスコンバインドサイクルの発電設備を追加的に建設したいという要望が出てきています。現在、シャヒード・ラジャーイー発電所に

においては、汽力発電が250メガワットの4基と、コンバインドサイクル224ワットの3基が稼働中になります。

事業の概要になりますが、テヘラン近郊、大体、テヘランから100キロぐらいのところになります。そちらの既存の発電所に新たにガスコンバインドサイクル発電所を導入して、電力の安定供給、環境負荷の低減というところを図っていくということになります。大体、既存の発電所の中で出力1,200～1,500メガワットのコンバインドサイクル発電するということで、発電所建設の検討を始めたいと思っています。

現状、既に既存の発電所がありますので、ガスの供給であったりとか、開閉設備といったものは施設内にあるので、それを増設していくという形になります。今回発電した電力については、既設の400キロボルトの送電線を利用して送電する計画であって、新たに送電線を設置するということはないということになります。

こちらが対象地域になりまして、テヘランから100キロぐらいのところにあります、主に農地が少しあったりというような周辺環境になりますが、建設サイト自体は既存火力発電所の敷地内ということになります。

こちらがその事業の予定地、発電所のレイアウトになっていますが、現状、プランAというところとプランBというところが、今回発電所を建設する候補地として検討しておりまして、今のところ、プランBのほうがいいかなということを考えているところではありますが、これから検討していくことになります。

調査のスコープになりますが、事業の必要性、目的、概要、事業費、実施スケジュール、調達や施工方法であったり、実施体制、維持管理体制、環境社会面の配慮といった、有償資金協力等を実施していくために必要な情報について、調査を行っていくということになります。

繰り返しになりますが、対象地域はテヘランから大体北西に100キロぐらいのところ、相手国の実施機関はエネルギー省傘下の火力発電公社になります。

環境配慮の関連でいきますと、カテゴリはA。こちらは火力発電セクターということで、カテゴリAということになりまして、EIA報告書案の作成を行います。こちらの作成の過程において、スコーピング案と報告書案の段階で、ステークホルダーの協議の支援を行っていくということになります。

発電所の稼働によってNOxの排出がありますが、大気質への影響は広範囲になるというふうに思われますので、供用時の排ガス、排ガス基準の適合だったり、大気拡散シミュレーションによる環境基準への適合等の確認を行って行って、緩和策としては、低減装置だったり、排ガスモニタリング装置の設置を行っていくような形で考えたいと思っています。煙突の高さ等につきましては、大気拡散シミュレーションの結果を考慮して、最終的に考えていくということになります。

発電所の稼働に伴って生じるプラントの排水については排水処理施設を排水基準が遵守されるように設置していくという。排水基準が守られるように処理されるように

するということになります。

騒音につきましてもシミュレーションを行って、騒音基準への適合を確認して、騒音レベルが基準値に満足するような形で対策をとるということで検討していくことにしています。

水につきましては、既存の発電所が使用している井戸から地下水の取水を行っていくようなことで考えておりました、周辺の地下水の利用状況であったり、地盤沈下の影響等を今後調査していくということになります。

排水については、極力発電所内で再利用したいというふうに思っております。再利用が難しい季節につきましては、既設発電施設でもやっているものになりますが、周辺の農業のための再利用であったりということも考えていきたいということで、灌漑用水への現状の利用状況等は今後調査していきたいと思っております。

事業サイトは、既存の発電所の中でありますので、新たな用地取得をやったり住民移転等は必要ないという形になっています。

燃料につきましても、既に発電所敷地内に設置されていますガスの減圧施設ですとかパイプライン等、既設のものを使えるということで考えておりますので、例えばパイプライン施設に伴う新たな用地取得であったり、住民移転というものも発生しないということで確認をしていこうと思っています。

スケジュールにつきましては、こちらのとおりで、これから国内調査を始めまして、ステークホルダーミーティングをスコーピングのときと報告書案のとき、2回実施して、12月ぐらいには最終的なものを、最終的な協力準備調査の報告書という形でまとめたというふうに考えております。

ご説明は以上になります。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。

鋤柄委員、どうぞ。

○鋤柄委員 ご説明ありがとうございます。

お伺いしたい点が2つあります。一つは、低環境負荷のガスコンバインドサイクルの設備をつくっていけるということですが、これと並行して、先ほどご説明にありました、古くて環境負荷の大きい施設をやめていくという計画はシャヒード・ラジャーイー発電所に関してはあるのでしょうか、という点です。2点目排水処理に関してです。環境配慮事項についてのご説明では、排水処理施設で処理するということをおっしゃっておられましたが、社会配慮のほうでは、特にその施設への言及はなかったと思います。これは、排水処理施設を今回この借款の中でつくっていくのか、それとも、現在あるものを改良するのか。その辺はどのような協定になっているか、教えていただきたいと思います。

○吉川 ありがとうございます。

1点目につきまして、既存の発電所内にある火力発電所につきましては、環境影響を減らすような方向でのリハビリをするということで、今、イラン側が検討しているところになります。

2点目、排水処理につきましては、恐らく既存の排水処理施設では容量が足りなくなるとお思いますので、新しいものを建設するという可能性もあるかなというふうに思っています。

○鋤柄委員 わかりました。

○村山委員長 今のリハビリというのは、現施設を入れ替えていくという意味でしょうか。

○吉川 リハビリのスコープはイラン側で検討しているものですので、詳しく承知していませんが、機器の入れ替えです。全てを建てかえるわけではなくて、既存のものを使いながら環境負荷が少なくなるような形でのリハビリを考えているということになります。

○村山委員長 わかりました。

作本委員。

○作本委員 すみません、簡単なこと、ちょっと教えてください。

ここで、排水基準と騒音の基準を守らせるということなんですけれども、イランではもうこういうものは整備されているんですか。これ、1つ目なんです。

この電力は、テヘラン市にこれで送られるというか送電されると。テヘラン市で例えばこれだけの電力を何か役立てるというか、使う目的、使途がもしわかれば教えてくださいという2つ目。

あと3つ目が、温暖化の問題が今いろいろ叫ばれているんですけれども、何かしら検討される案はこの件についてあるのかどうか、ちょっと教えてください。

○吉川 環境基準につきましては、イラン国内のルールはありまして、そちらは基本的には満たしていくというふうには考えているところです。

電力の用途になりますが、テヘランももちろん電力の供給先の一つにはなりますが、400KVの送電線、メインの幹線につながっていきますので、必ずしも全てテヘランということにはなりません。全般的に電力需要が増加しているということと、電力供給のほうの施設が古くなっているというところで、この建設を考えているというところになります。

温暖化との関係になりますが、こちらは調査のほうで詳しく調べていかないといけないかなと思います。気候変動対策に対する効果等についても確認するというふうに調査の内容には含めており、具体的にはこれから検討していくということになります。

○作本委員 ありがとうございます。

○村山委員長 ほか、いかがでしょうか。

松本委員。

○松本委員 この案件が外務省の開発協力適正会議に出たのが昨年の10月だったと思うんですが、そのときはまだトランプ政権前で、イランに対しては日本も関係強化という中だったと思いますが、それからこういうふうに関勢が動く中で、今この7月という段階で、今後こうしたプロジェクトをやっていくに当たって、例えばさまざまな調達上の困難を受けないかであるとか、要するに、国際政治上の変化がこのプロジェクトに与える影響は当面大丈夫なのかという点については、実施機関としてはどのようにお考えなんでしょうか。

○吉川 アメリカの政策の影響を受けないとは言えないと思いますが、現状、送金の規制などに関する整理もあわせて、私どものほうで検討しているというところになります。

○村山委員長 他にいかがでしょう。

織田委員、どうぞ。

○織田委員 ステークホルダーミーティングがあるということなんですが、例えばどういう方がここに参加されるんでしょう。というのは、今回は住民移転も発生しないということなんですが、じゃ、どういう方の想定していらっしゃるのか、教えていただけたらと思います。

○吉川 電力関係の方々であり、あとは住民等という観点でいいますと、近隣の、数キロ先のところには村というか町はありますので、その周辺の方ですとか、そういったところを想定しています。

○織田委員 もう一ついいですか、すみません。井戸から地下水を取水するというふうになっているんですけれども、そういう地下水は、ほかの近隣の村の方々も利用なさっているようなことなんでしょうか。

○吉川 今、この発電所内の井戸については発電所のものになっていますが、地下水を水源とする水の利用というのは近隣の町でもあると思いますので、そこを含めて確認していくということだと思っています。

○村山委員長 1つ目に関連して、4ページの対象地域地図があるんですが、この写真の北西のほうに何か集落らしいものが写っています。これが一番近い集落でしょうか。

○吉川 そうですね、はい。

○村山委員長 ということでですね。

南のほうで、畑が割と広がっていると。

○吉川 南は畑ですよ。はい、そうです。

○村山委員長 わかりました。

では、長谷川委員。

○長谷川委員 2つ、ちょっと質問させてください。

1つ目は、この案件の案件名なんですけれども、「シャヒード・ラジャーイー」となっておって、今日、別途もらった今後の予定表、お持ちじゃないかもしれませんけれ

ども、7月28日にワーキンググループということで、「電力セクター支援事業」としか単に書いていないんですけれども、普通こういう名詞が入ってきて、何か特別な事情がおりだったのか。

それからもう一つは、一番最後のスケジュールのところで、今言ったワーキンググループが7月終わりにあって、その後、現地調査はずっとなくて、国内作業でずっとやっているという線引きになっているんですけれども、こういう対応で本当に、現地調査無しでできるのかという。そのあたりの事情もちょっと教えてください。

○吉川 案件名については、特に意図はありませんので、シャヒード・ラジャーイー発電所とお考えいただければと思います。

調査のスケジュールにつきましては、現地のほうには当然ローカルのコンサルタントを入れながら作業していきますので、こういった形で検討していますが、動いていく中で、必要に応じて現地調査を入れていくという形で今は考えております。

○村山委員長 鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 1点。地下水の利用については、量的なことが全然触れられていないけれども、これは結構クリティカルな問題だから、これをクリアしないと、この案件、動かなくなりますよね。だから、そこは、これから検討するじゃなくて、一応これで大丈夫な、地下水の利用については問題が起きないんですよという話をしていただいたほうがいいんじゃないかと思いますけれども。

○赤嶺 すみません、本件のコンサルタントですが、このエリアにはすでに発電所がございまして、冷却には空冷の冷却塔も使っています。今回の計画も、タービンの復水器を全部冷却するのではなくて、メカニカルに空冷することで、水の量を大きく減らすことで最初から計画します。そのことによって、必要な水の量は相当少ない量となると予定しています。当然、今の地下水の使用許可量と、これから使う水の量の関係というのは評価していきますけれども、これまでに評価、調査した結果では、十分に余力があるというふうには確認しております。今後、もう少し定量的に分析してまいります。

○村山委員長 では、林委員。ここで終わりにしたいと思います。

○林委員 4ページの地図というか写真があるところの、先ほどあった右側の上のほうの、これは工業団地だと思うんですけれども、これは今後拡大していくものなのか、もうこれ以上増えないのか。これは恐らく、地下水とかそういう水の関係にちょっと影響するのかなというような気がしたので、その辺、もしわかっておられれば、教えていただければと思います。

○吉川 現状、工業団地の造成、開発計画というのは把握していませんので、確認をします。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

では、今の点含めて、ワーキンググループのときにご報告をお願いできればと思い

ます。

どうもありがとうございました。

それでは、今の案件を含めて、スケジュールの確認をしたいと思います。よろしく
お願いいたします。

○永井 ワーキンググループスケジュールの確認をさせていただきます。

議事次第の裏の紙をごらんください。こちらに、7月、8月のワーキンググループに
つきましては、担当委員のほう丸で囲ってありますとおり、出席の確認済みという
ふうに聞いてございます。ただ、都合の変更等あれば教えていただけますでしょうか。

○織田委員 すみません、9月4日なんですけれども、織田になっているんですが、ち
よっとこの日、ほかの会議が重なってしまいました。

○永井 9月4日が難しい。はい、承知しました。

○日比委員 日比です。すみません、8月18日のインド・チェンナイの事業なんです。
これ、事前の資料を配付していただくのって、具体的に何日かって今、結構その日に
ちが微妙で、28日までにいただけるのだったら作業できるんですけれども、それ以降
になると、ちょっと難しくなってしまうという形が。

○永井 7月28までに資料が送れば、8月18日のワーキンググループは出られるとい
うことですね。

○日比委員 はい、事前の作業はできますので。細かいところがわかれば。

○永井 すみません、確認をして、また個別にご相談させてください。

○日比委員 わかりました。

○永井 申しわけございません。

9月は、事務局のほうで割り振りさせていただいた担当表でございまして、こちらに
ついて、難しいようでしたら、あわせてよろしくお願いします。

林委員。

○林委員 すみません、28日なんですけれども、ちょっと都合で出られないので。そ
うすると3人になっちゃうので、もし誰かいればなというのが1つ、7月28日ですね。

それと、ちょっと8月18日も厳しいんですが、14か25であれば出られるので、25の
方が人が少なそうなので、25日に……

○永井 そうです、25日は3人なので。では、林委員は8月25日に移動させていただきます。

○林委員 ちょっと3人になっちゃうので、誰か。

○永井 はい、どなたか、ご希望の方いらっしゃいましたら。

そうですね、では、事後的でも結構ですので、もしイランの電力セクター支援事業
についてご関心ある方がいらっしゃいましたら、事務局までご連絡いただければと思
います。現時点では3名ということでやらせていただきたいと思います。石田委員。

○石田委員 26か27には帰国をするんですが、28に延びる可能性が2割、3割残ってい

るので、ごめんなさい、どうしましょう。多分大丈夫、恐らく大丈夫だと思うんで、そこまでは延ばさない。

○永井 わかりました。できるだけ、そうですね。いつごろおわかりになりますか。それ、直前にならないとわからない……

○石田委員 数日中にわかります。

○永井 わかりました、はい。

それで、もしお二人になった場合には、改めて事務局のほうからまた、ご関心がある方という形で、ちょっとご相談させていただければと思います。

○石田委員 すみません、今ちょっと計画中なので。申しわけありません。

○永井 はい、承知しました。

○松行委員 すみません、8月18日、もし入れるようだったら入れていただければと思うんですが。

○永井 はい、承知いたしました。

○松本委員 9月15日金曜日、この日はちょっとためなので、削除をお願いします。松本です。

○永井 はい、松本委員、削除で。

他にございますでしょうか。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 8月28日を8月25日に移していただけないかと。

○永井 はい、承知いたしました。

○長谷川委員 ここ、3人になって申しわけない。

それからもう一つが、9月11日を9月25日のほうに移動していただければと思うんですが。

○永井 はい、承知しました。

○林委員 じゃあ、僕、25じゃなくて28でもいいですよ、8月。

○永井 そうですね。8月28日で、すみません。

○林委員 さっき25にしたんですけれども、28でも構いません。

○永井 はい。林委員は、では8月28日で、よろしく願いいたします。

先ほど、日比委員のほうからご質問頂いた資料の締め切りなんですけれども、7月28日に資料をお送りでき、コメントの締め切りが8月8日なんですけれども。

○日比委員 はい、オーケーです。

○永井 わかりました。よろしく願いいたします。

他にございますでしょうか。

では、なければ、次の議題のほうに移らせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○村山委員長 それでは、ワーキンググループの会合報告及び助言文書の確定です。

今日は1件で、フィリピンのカビテ州洪水対策事業で、ドラフトファイナルの段階です。

主査を谷本委員にお願いしております。ご説明、よろしくお願いいたします。

○谷本委員 すみません、フィリピンのカビテ州の洪水対策事業、ドラフトファイナルレポートに対する助言です。

ワーキンググループ、6月19日、メンバーは、石田、織田、清水谷、林、そして私の5名で行いました。

ワーキンググループのときのコメント、それから質問、40ほどありました。幸いなるかなというんですか、次のページめくっていただきまして、助言の内容としては4項目、以下の4項目にまとめました。

申し上げますと、まず全般事項で、本事業、いわゆる洪水対策として放水路、そういうものをつくっていくというハードの、あるいは構造物、そういうふうなものが支援の対象になっておりますけれども、あわせて非構造物対策と、いわゆるソフトの面、洪水の関係のソフトの面の支援もコンサルタントチームを中心に行っていくというふうになっております。これは、そういう非構造物の対策を支援の対象、直接にはなっておりませんけれども、この6つの優先プロジェクトについてコメントをしましたのは、やはり同列に置くんじゃなくて優劣をつけてほしいと。それは、住民の人たち、あるいは実施機関の人たちが、もう既に取り組んでいる、あるいは取り組みやすいと、そういうふうなものからやってくださいというふうなことで提言をしました。具体的には、ごみの清掃活動ですね。ごみを取るとか、それから、洪水関係の警報なんかの、やはりそれを周知していく、そういう委員会をこのサン・ファン川の流域にも拡大をしていってほしいと。もう他のところでもやっているということで、そういう取り組みやすいものからやってくださいというコメントです。

それから2点目、環境配慮ですね。これは、分水路の海に出るところ、そのあたりで零細な漁業をやっておられます。その現状をできるだけ、わかる範囲で記載をしてくださいというふうな助言になっております。

それから3点目、これは論点のところでも触れておりますが、いわゆる構造物が供用時に、環境にどのような影響を与えるのかというふうなことです。これについて見直しが必要じゃないか。特に構造物が、そのものが環境に与える影響は、例えば大気汚染になるとか、堤体が大気汚染の原因になるとか、そういうことないんですけれども、構造物が、分水口ができるというふうなことで洪水の流速が大きくなる。そうすると、流下土砂がやはり大量に出てきて堆積する。そういう自然要因もあるということで、それで評価を見直してほしいというふうな助言になっております。

それから4点目は、いわゆる住民移転計画とか、そういうふうな計画立てる場合に、データをできるだけクロス集計してほしいというふうな助言になっております。これは、ここではこういう2行でまとめておりますけれども、次の論点の4番で少し詳しく

説明をしたいと思います。

以上4点が助言の内容です。

続いて、よろしいですか、論点について。

では、論点のほう、次のページ、移らせていただきます。

今回のワーキンググループで、1つ目出ましたのは、ステークホルダー協議でいろんな意見が住民等から出てきております。それをどういうふうに対応するのかと。

確かに、第2パラグラフのところで、JICA側からの説明がありました。要するに、FSの段階で対応できるもの、次の段階にならないと、詳細設計の段階にならないと対応できないものもある。あるいは、そもそもなかなか対応が難しいと。いろんなものが混在して要望されてきます。ですから、そういう要望に対して、どういうふうに対応をするかというのを、できるだけ調査の段階のレポートで書いておいてほしいというふうなことが1点目です。

2点目、洪水対策事業です。これは当然、降雨に絡んできます。それに伴う洪水量に絡んできます。特に最近では、日本でも発生しているゲリラ豪雨とか、異常気象というんでしょうか、地球温暖化に伴ういろんな自然災害が、頻度が高まっている、強度が強くなっている。こういうふうなものをできるだけ、やはりデータとして把握して、分析に生かしてほしいというふうな要望が出ておりました。

それに対してJICA側からは、できるだけ可能な限り、そういうものは取り入れていきたいけれども、特に洪水の被害の規模の情報というのはなかなか残っていない、得られない。洪水の強度、洪水の大きさその他はデータとしてはとれるでしょうけれども、被害のほうは難しいというようなことで、これからそういうふうな、こういう指摘のことを踏まえた対応を考えていく。努力するというふうなことが2点目です。

それから3点目、先ほど助言の3のところでもありました。ワーキンググループでは、構造物そのものの自然あるいは社会環境への影響、それから自然要因ですね。先ほど申しました例として、洪水による流下土砂の増加と、そういうふうなもの。それからもう一つ、我々委員から出したのが人為的な影響ですね。一番典型的な例が、やはり河川あるいは放水路等にごみを投棄するということですね。こういう人為的な影響、そういうふうなものもあるんじゃないかというふうなことで議論を行いました。

確かに、JICA側の回答から示されていますように、人為的な、このようなごみの投棄などは、構造物がある、ない、あるいは建設された、されていないということにかかわらず、現象としては残念ながら起こり得るというふうなことなので、この人為的なものは評価の対象にはしないというふうなことで、我々は納得をいたしました。

最後に、社会配慮に関するデータということで、専門の織田委員のほうから、やはり住民計画、移転計画なんかの作成に当たっては、できるだけ被影響世帯の特性を把握してほしい。そのときに被影響世帯の、正規なのか、非正規なのか、あるいは、社会的弱者の層に入っているのか、入っていないのか、女性がヘッドになっている所帯

なのか、そうでないのかと、こういうようなことを、できるだけクロスの集計を行ってほしい。そうすれば、より実情はわかるというふうなことで、今後、JICA側で、そういうふうな方向で考えていただくというふうなことになりました。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、お気づきの点がありましたら、お願いいたします。

作本委員。

○作本委員 すみません、1つ教えてください。非構造物対策ということで6点、既に示されている。私、ちょっと内容はわからないので申しわけないんです。例えばフィリピンの場合に、やはり一時期、森林破壊といいますか、かなり、東南アジアで最初に森林破壊が進んだ国だというふうに私は理解しているんですけども、そういう植樹というか、再植林というか、そういうようなこともこの6つの中には指摘されている、含まれているのでしょうか。教えてください。

○谷本委員 残念ながら入っておりません。

やはり河川流域の、対象河川流域で、先ほど申し上げましたごみの対策ですね。住民によるごみの清掃活動、これを今回はこの事業で推進するというのは、構造物の維持管理ですね。維持管理を行う、その一環として、住民を巻き込んで清掃活動をやっていたかというふうなこと。

それから、データを集めて、河川を流域としてきちんと管理していくというふうな対策ですね。

それから、防災のための、できれば調整池をつくっていくとか、それをうまく組み合わせる。そういうふうなものを市町村単位で義務化したらどうかというふうなことですね。そういうふうな提案ですね。

それから、洪水警報、それから避難、そういうふうなものをきちんと住民たちに伝える。そういうふうな体制をつくっていく。

というふうなことで、残念ながら上流側は入っておりません。

○作本委員 ご丁寧なご回答、ありがとうございます。

○村山委員長 そのほか、いかがでしょうか。

○原嶋副委員長 1点、コメントなんで、特にご返事は要らないんですけども、今最後に、最後というか、論点のところで、構造物に対する人為的な影響については、影響対象外というのは、これはちょっと実は納得できなくてですね。状況によっては、例えば周りの廃棄物の処理状況のインフラが全くなくて、当たり前のようにみんながごみを捨てているような状況はあったりとか、そういう明らかに想定できる場合には、やっぱり考慮する必要もある場合があると思いますね。ちょっとこの辺は、ご説明としては承りますけれども、これで全部そうだとはいえ切れないという点を一応一言申し上げておきます。

○谷本委員 実はこれは、私がこういうふうな提案を質問の中で出したんですけれども。確かに、いわゆる河川の状況を改修して、例えば放水路なんかをつくっていくというふうなことになるって、堤防がきれいになりましたと。いわゆる自然の状況から、きれいな護岸もされて、なりましたけれども、ごみを捨てるときは、やはりどうしても捨ててくる、捨てに来る。ですから、構造物が建設されたから、ごみが増えることはなくなっても、減ることはなかなかないだろうというふうなことで、こういう人為的な、特に議論に、ワーキンググループで議論になりましたのはごみの問題だったんですね。

そのごみのところで、構造物、今回事業をやって、なかなか根本のごみの収集、そういうところがきちんとできていない状況で、やはりすぐ近くのとこに捨てに行くというのが、ある面で言うと、そういう文化になっているとすれば、こういう人為的なところは評価の対象とせず、むしろ非構造物の対策の中で、いわゆる構造物の管理者が、住民たち、あるいは市町村を巻き込んで、ごみの清掃活動、そして、ごみを捨てないというふうな、ある面で言うと、社会教育なんかも進めていくというふうなことで、我々としては折り合いました。

○村山委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 1点、コメントなんですけれども、この目的は洪水対策にあるわけですよ。だから、分水路をつくることが目標じゃなくて、洪水対策として分水路は機能するようにするシステムをつくっておかないとうまく動かないという。だから、今おっしゃっていることは、この分水路はなぜできて、どうして、どのようにクリーンに維持しなきゃいけないかという。それは自分の命を守るんだということをローカルな人がきちんと認識しないと、できるような仕組みをつくらないと、意図したことはできないんじゃないですかという私のコメントです。

○山下 ご指摘ありがとうございます。東南アジア五課の山下と申します。本件主管課でございます。

ご指摘、どうもありがとうございます。今の点に関して、ご指摘のとおり、構造物をつくって終わりというプロジェクトではなくて、周辺の住民、また自治体等々含んで、当然ながら清掃活動等々をしていくという仕組みをつくっていく、そういうところも、まさに助言事項の1番目の全体事項の中でもご指摘ありましたけれども、まさにそういう働きかけは今後していくと。

これについて、当然、フィリピンの社会的な状況として、そういったところにごみを捨てるというのはあるんですけれども、他方で、例えばオルモック市、1990年ぐらいですかね、大きな洪水があって、そこで無償資金協力で堤防事業、河道改修事業をしたんですけれども、その後、いまだに地域住民巻き込んで清掃活動、続いていると。まさにすごくきれいな河道がいまだに維持されているという事例もありますので、やはりそういったグッドプラクティスというんですかね、フィリピンでしっかりと根づ

いているところが、なぜ根づいたのか、どういう形で自治体・住民が協働したのかというところもしっかりと勉強した上で、今回この地域にもしっかりと適用していきたいと考えておりますので、引き続きご指導いただきますようお願いいたします。

○村山委員長 長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 私、現場の事情をよくわかっていないので、とんちんかんな質問かもしれませぬ。

先ほど谷本委員が、分水路を建設することによって、ごみの投棄は減ることはないけれども、増えることはあるだろうと、そういうふうなことをおっしゃっていましたですね。つまり、分岐路ができたことによって、今まで以上にごみを捨てるという行為が頻繁に増えるとしたらば、それはとりもなおさず、この分岐路が、分水路ができたことの現象ですよね。そうすると、もともとそこにいる人間はごみを捨てるというのは日常的にやるんでしょうけれども、ごみを捨てる量に関しては増えるということですから、立派なこれはプロジェクトの影響とは考えられないんですか。

○谷本委員 ちょっと私の言い方が間違っていたかな。すみません、ちょっと説明が、言葉が間違っていた可能性あります。

構造物ができて、それでごみが増えるか。増える可能性もあるかもしれない、減る可能性もあるかもしれないということで、なかなか状況としてはつかめないと。できれば減ってほしいというんですかね。やはりきれいな構造物になりますから、減ってほしいというふうなことで。残念ながら、議論のほうをしましたけれども、予測はつかない。

ただ、ごみは捨てられる可能性は、まだ残念ながら残っているというふうなことでご理解いただければと思います。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

私から1点確認ですが、助言の3番目に、スコーピングの評価を修正するというのが入っています。これは、スコーピング案の段階であればわかるんですけども、ドラフトファイナルの段階でDをBに修正するということは、追加の調査が必要になると普通は考えられるんですけども、既に行われている調査で、このあたりはカバーされるという理解でよろしいでしょうか。

○山下 今のご指摘ですけれども、資料の後半についています「報告書ドラフトへの助言対応表」というところの3番で記述しております。これについては、追加調査をするというよりも、記述、ファイナルレポートでの記述を変更した上で、追加的に緩和策について2点挙げるという対応で記載しておりますので、追加調査等の必要についてはなしということで理解しております。

○村山委員長 わかりました。

では、そのほか、よろしいでしょうか。

では、幾つかご指摘ありましたが、助言の内容についてはこういう形で確定という

ことでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。では、この形で確定ということにさせていただきます。

では、続いて5番目、環境レビューの段階の報告というほうに入らせていただきます。

1つ目が今のご議論いただいた案件で、こちらのレビュー段階のご報告。今の助言対応表とレビュー方針、こちらについてご説明をお願いいたします。

○永井 その前に、事務局から簡単に補足説明させていただきます。

本来、助言が確定してから環境レビューの方針を別の日にやるのが通常なんですけれども、今回、環境レビューが、近々ありまして、その結果、助言確定と環境レビュー方針を、あわせて今日、ご説明させていただければと思っています。先ほど、文言の変更なしということですので、こちらのレビュー方針で問題ないかなと思っています。

あと、今回お配りさせていただいた環境レビュー方針のペーパー、今までA3の大きな紙だったと思うんですけれども、若干字が小さくて見にくいとか、いろんなご指摘をいただきまして、A4の縦紙に変更しました。記載されている内容は同じです。項目立ては同じなんですけれども、枚数はちょっといってしまうんですけれども、こういう形で今後整理させていただけたらと思います。

ただし、以前A3で説明されていた案件ありますが、そういう案件、過去の経緯でA3を使い続ける場合はありますが、今後、新規案件に関しましては、こちらのA4の縦のフォーマットでご説明させていただければと思います。

では、それで個別に。

○山下 引き続きまして、主管課のほうから、環境レビュー方針について、お手元の資料、別添にのっとして説明させていただきたいと思います。ちょっと内容も多いですので、もう自明というんですかね、読めばわかる部分についてはちょっと端折らせていただきまして、先般のワーキンググループ等々で議論になった事項等について重点的に説明をさせていただければと思います。

全般事項につきましては記載のとおりです。さっと、この記載どおりで対応したいと思います。

2ポツ、次のページの2ポツの汚染対策につきまして、5) その他に関しまして、分水路の河口部付近において漁業は営まれていないことは確認しておりますけれども、他方で、その近くに船の船着き場、バンカーボートの船着き場があるということでご報告したところ、そういった零細漁業の現状について、可能な限りファイナルレポートに記述することというご助言をいただいておりますので、そういう対応でファイナルレポートのほうのまとめに今入っております。

具体的に、もう少し詳細に申し上げると、助言対応表の2ポツのところに書かせていただいているとおりでございます。基本的に、ここのバンカーボートの船止め場というんですかね、ここにつきましては、DNR、環境省のほうから勧告が出ているという

ところもあるんですけれども、そういう状況、500隻ぐらいのものがあるというところを、現状として記載をさせていただく方向でまとめております。

3ポツの自然環境のところに関しまして、2) 生態系のところに関しまして、先般のワーキンググループでいろいろとご指導いただいたところです。マングローブに、分水路建設に伴い伐採されるマングローブがありますけれども、こちらのマングローブの代償植林、代替植林というんですかね、これについては、DDの調査の際に最終的に伐採範囲を確定されますので、その上で環境省、天然資源省、DNRによる審査・伐採許可を取得すると同時に、事業実施主体であるDPWHが自治体や地域住民と植林場所を決定し、代償植林を実施することをしっかりと確認していくということで対応させていただく方針です。

3) 地形・地質に関しまして、先ほど谷本主査のほうからも自然要因の件でご指摘がありましたけれども、こちらにつきましても、先ほど説明させていただいたとおり評価を、流下土砂が堆積する自然要因による影響をも考慮して、評価をDからB-に修正するという対応することにしております。

4ポツの社会環境の点につきまして、2) 補償・支援の受益者というところなんですけれども、一度こういった公共事業で立ち退きの対象になったような人たちというのが、今回Returneeとして入っている可能性があるというふうに考えております。今まさにReturneeが実際にいるのかどうかの確認をしているところなんですけれども、もしいる場合には、もしそういった人たちの経済状況がさらに悪化すると、しているという状況が確認されれば、世銀の事例等と私どもJICAのガイドラインの精神にのっとり、そういった状況が回復できるような支援を何らかの形で提供できるよう、実施機関のDPWH等に対して働きかけるということで、方針を固めております。

補償方針について、3)、その次のページですけれども、こちらにつきましても、まだ代替の土地というのが決まっていない部分ではあるんですけれども、しっかりと今後のプロセスの中で、しっかりと土地が、同価値の土地が提供されるのかということは確認するというように考えております。

4) 生計回復支援につきましても、こちらはDPWHの負担事項ですけれども、予算方法の、予算配分の方法等々について確認していくということにしております。

5) の移転地につきましても、こちらについては、今まさに実施機関と自治体、LGUが実際の場所の決定に向けて調整をしているというふうに承知しておりまして、そちらのほうを早期に決められるよう、JICAとしてもそこに支援していくというふうに考えております。

住民協議につきましても、6) のところで右側に書かれているとおり、累次にわたって、いろいろな影響住民の切り口から、住民協議実施しております。引き続き今後とも住民協議続けることによって、情報公開とか苦情処理等について、しっかりと皆が周知されているという状況を徹底していくということを、今後とも実施機関と協力し

て、実施機関が実施するということにしっかりと申し入れをしていくということで対応する所存でございます。

9) のところで、今回、分水路の線形の中に墓の移設が必要な部分があるというところが確認されていますけれども、こちらについても、オーナー等々について、引き続き説明のほうを続けていくということで対応することにしております。

最後、10) ですが、これも先般のワーキンググループでご指摘がありましたクロス集計の話に、ご指摘につきましては、できる限り対応するというので。今回に関しましてはファイナルレポートで、非正規居住者と女性世帯主、また、性別と職業の2つのクロス集計について、結果、データありますので、そちらのほうをクロス集計結果として記載するという対応で臨むことにしております。

すみません、ちょっと内容、虫食いになってしまいましたけれども、ざっと、重要なポイントのところだと考えられるところを中心に、説明させていただきました。どうもありがとうございました。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、今のご報告について、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

日比委員。

○日比委員 ありがとうございます。

生態系のところで、幾つかちょっと確認させていただければと思います。

生態系、3ページの確認済み事項のところ、まず最初の点のところ、貴重種はほとんど確認されていないということなんですけれども、下には、2つ下のポツには、準絶滅危惧種の「フィリピンコブラを除き」という書き方をされていて、ということは、貴重種はあるという理解でいいのかというのが1つ。

それから、最初のポツに戻って、カビテ州への聞き取りでは保護の必要な動物は確認されていないということなので、フィリピンコブラというのは保護の対象になっていないという理解でいいのかというのが2つ目。

それから、レビュー方針のほうともかかわってくるんですけれども、マングローブが伐採されると。約2,000本、3.67ヘクタールだと。レビュー方針のほうで、その代償植林について云々ということがあるんですけれども、この場合、代償植林というのは、広さ、本数を代償することなのか、その生態系、質的なことも含めて代償することなのかという。

その3点を教えていただければと思います。

○山下 ありがとうございます。3点ご質問いただきました。

まず1点目の、貴重種がほとんど確認されていないということと、あと、この「フィリピンコブラを除き」というところの平仄が合っていないというご指摘。すみません、まさしくそのとおりです。

他方で、これについては、先般のワーキンググループでも少しこちらのほうから補

足説明させていただいておりました、フィリピンコブラも当該地域には生息しないというところでご説明申し上げておりますので、すみません、ちょっと記載のアップデートがされていないというところ、おわび申し上げます。

2点目の、保護の必要な動物についてに関しましても、こちらについても、確認されていないというところ、調査団のほうからは報告受けておりますので、この点についてもご確認いただきますようお願いいたします。

あと、マングローブの代償植林について、実際、それは本数なのか、質的なところでの回復なのかという点なんですけれども、ごめんなさい、ちょっとここについては私も今ぱっと回答がないんですけれども。私の理解としては、切り取った、伐採される本数というところでの回復ということがフィリピンの国内の一般的なプラクティスだというふうには認識しておるんですけれども、ちょっとこれについては確認させていただきまして、別途回答させていただくという形で、よろしくお願いします。

○村山委員長 松行委員、どうぞ。

○松行委員 社会環境について幾つか教えていただきたいんですが、まず、2) の環境レビュー方針なんですが、Returneeについて、「Returneeを一律に補償・支援の対象から除外することはせず」とあって、その後少し飛びまして、「改善又は回復できるよう支援を提供する」というのがあるんですが、補償の対象からも「除外することはせず」と書いて、最初書いていて、その後、補償について何も書いていないんですが、一定の条件を満たせば補償の対象にもなるのか。支援だけではなくて補償の対象にもなるのかということをお教えてください。

次は、3) の補償方針、あと、5) の移転地についてなんですが、Nobeleta町内とKawit町内に移転するということなんですが、まず、Nobeleta町というのがどれくらいの規模なのか。余りにも遠くに移転してしまって、やはり生計手段を失うということがないのか。あと、Kawit町というのはNobeleta町からどれくらい離れているのか。両方とも趣旨は、余りにも遠くに移転してしまって、今の職業に通えなくなることがあるのか、ないのかということなんです。

この2点について教えてください。

○山下 ありがとうございます。

まず1点目の、2) の補償、Returneeに対する補償についての考え方ですけれども、一応フィリピンの国内法的な仕組みとしては、一度移転対象となって補償を受けた人というのは二重で補償を受けられないという制度が確立していますので、基本的には、2度目、補償の対象になるということは、フィリピンの国内制度上はないというふうに理解しております。

他方で、そういった補償を受けたにもかかわらず、経済状況が悪化している状況に追い込まれている人たち、Returneeがいるかもしれないという状況はあって、そういう人たちに対しては何らかの支援が必要だというふうにも考えておりますので、そう

いった方々に対しては、対象に今回いるということが確認されれば、何らかの形の生計改善・回復の支援を行えるように、実施機関に対してしっかりと働きかけていくということで考えております。

2点目の、NobeletaとKawit、ごめんなさい、ちょっと私も今ぱっと、規模的なところ、距離的なところの地理関係がぱっと出てこないんですけども、基本的に私の理解では、Nobeleta町内で移転対象となる人たちについては、Nobeleta町の中で移転させるという方針が市長より出されていますので、まさにそういった形で、今、Nobeleta町内の移転候補地というのを早急に決定すべく、市のほうで調査が行われて、進められているというふうに理解しております。

他方で、Kawitに関しまして、ちょっと距離的なところも含めて、今ぱっとお答えできるデータ等々を持ち合わせておりませんので、別途回答させていただくという形でご容赦いただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○松行委員 すみません、ちょっと最初の2) についてなんですが、補償・支援の、今のご回答だと、支援のみが対象になるという理解なんですが、もしそうであれば、「一律に補償・支援の対象から除外することはせず」ではなく、「一律に支援の対象から除外することはせず」という日本語のほうが正しいと思うんですが、いかがでしょうか。

○山下 はい、そうですね。正確には「一律に支援の対象から」というところで。あそこに、でも、これはReturneeという枕詞がついていますので、Returneeに対してはまさにそういう形での整理が適当かと思しますので、ちょっとこの点について修正する方向で検討したいと思えます。ご指摘ありがとうございます。

○村山委員長 では、他いかがでしょうか。

よろしいですか。もしないようでしたら、これでご報告を受けたということにさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、ここで5分程度休憩を挟んで、4時から再開をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

午後3時54分休憩

午後4時01分再開

○村山委員長 それでは、再開させていただきます。

環境レビュー段階の報告、2件目がインドのシップリサイクルヤード改善事業についてです。

では、まずは資料に基づいて、ご報告をお願いいたします。

○國武 南アジア部の國武と申します。本日、説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

資料としまして、助言、DFRへの助言の回答表と、「「シップリサイクルヤード改善事業」に係る主な確認済・指摘事項」という、2つあると思えますけれども、後者の

「主な確認済・指摘事項」に沿って、簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

まず、本事業ですけれども、目的としましては、グジャラート州アラン・ソシヤ地区においてシップリサイクル関連施設を改善し、国際条約に適合するシップリサイクル方法の導入をするということを目的としております。

事業の概要、事業実施体制等は、ここに記載してありますので、割愛させていただいて、主な確認済み、要確認事項について説明をさせていただきたいと思います。

下の表の「審査まで要確認事項」に記載があるところを中心にご説明をいたします。

まず1点目ですけれども、EIA報告書及び環境許認可というところですが、本事業については、インド国内でのEIAのクリアランスはとれております。

一方で、そのクリアランスの附帯事項がついておりますので、その対応状況というものを確認する予定です。

また、協力準備調査の過程で、事業スコープが一部変更しております。もともとドライドックを建設する予定だったものが、それを取りやめまして、棧橋の建設ということになっておりますので、この点の変更の手続についても確認をする予定です。

2枚目にいっていただきまして、2つ目のボックス、代替案検討のところ、この一番下に【助言2】と書いてありますけれども、この助言については、代替案検討の際に、自然・社会条件もあわせて検討するようということをお助言でいただいております。こちらにつきましては、ドラフトファイナルレポートの中で対応をさせていただいております。

続きまして、ステークホルダー協議ですけれども、まず、審査までの要確認事項としまして、第1回目のステークホルダー協議で出ました「条約適合施設になるための技術水準を示してほしい」という要望への対応ですけれども、こちら、助言の9にも書いておりますが、この第1回目のステークホルダー会議の際は、リサイクラーの方がみずから改善をする際に参考にさせてほしいということで出てきたものでした。本事業を通じまして、リサイクラーの方がみずから改善することではなくて、実施機関のほうが改善することになりましたので、基本的には技術水準を示すという必要性は不要であるかなというふうに確認をしておりますが、その点につきまして、現地での調整状況を確認したいというふうに考えております。

左側ですけれども、下から3行目のところに【助言11】というところで記載がありますが、こちらについては、第2回ステークホルダー会議について記載するようにいうことでございましたので、こちらでもDFRについて記載をさせていただいております。

続きまして、4点目のEMP、EMoP、モニタリングフォームですけれども、こちらにつきましては、実施機関と確認をし、合意をするということを考えております。

続きまして、5点目のモニタリングですけれども、こちら基本的には実施機関と、モニタリングについての予算の確保、実施体制及び結果の報告についての確認をしていくという予定になっております。

左側に、【助言12】として、モニタリング対象というところですが、今回は全てのヤードではなくて、ヤードの一部を改善するというものになっているもののモニタリング対象としては、この地区全体を対象とするというところに対応させていただいております。

次の6点目の情報公開ですけれども、現在もEIAについては、JICA側、実施機関側でも公開はしております。今回行った補足調査の結果についても公開をするということで確認をしておりますので、その対応状況について確認をするという点と、先ほど申し上げたとおり、EIAについては一部変更があったために、その対応状況についても確認を、公開状況についても確認をするということにしております。

汚染対策ですけれども、1点目、汚染対策全般というところですが、まず、今回事業を実施した後に管理体制として、実施機関であるGMBができる管理体制、必要と思われる強化策についてあれば、能力強化研修ということで、今回、事業の根本で入っておりますので、その実施内容についても反映させてくるということを考えております。

3点目、水質ですけれども、こちらにつきましては、廃棄物処理施設からの排水、または洋上での油の回収の際に出される処理水の処理方法についての合意を実施機関としてまいります。

次の底質ですけれども、こちらは助言2ついただいております、一つは、リスク管理、リスク評価をしてくださいというところでいただいております、こちらは助言の4のほうに回答させていただいております。助言の6がモニタリングを行うということで、こちらはモニタリング対象とするということで確認をしております。

ページめくっていただきまして、4ページ目ですけれども、6番の廃棄物ですが、こちらは、DFRの後に、オゾン破壊物質についての処理ですが、現在は税関で回収をしてもらっているのですが、今後、もしかしたらそれが回収されなくなる可能性があるという話がありましたので、実施機関のほうから、この廃棄物処理施設のほうで処理が可能かというような質問を受けております。その現状の確認と、今回の廃棄物処理施設の中で対応が可能かというところについて、確認をしてくるということを考えております。

9番目の温暖化ですけれども、焼却炉の導入に関しまして、温暖化対策について検討するというところで助言をいただきまして、この事業で導入する焼却炉については、小型のものなので、排熱回収等の投資をするのは難しいんですけれども、施設、流動床等の技術によって燃焼効率上げるというところで、温暖化対策とさせていただきたいと考えております。

自然環境ですけれども、2点目の生態系ですが、こちらもモニタリングの内容を含め、自然環境面での影響は最低限であることを確認してくるというところ です。

また、助言で、底生生物の生育状況を含む海洋生物のモニタリングということを含

むようにということでしたので、こちらも含む形で対応したいというふうに考えております。

最後の社会環境のほうですけれども、生活設計の部分で、こちら、助言にもいただいており、もともと事業スコープにヤードで働く労働者の方々の住居施設の改善というものがあつたんですけれども、この住居施設自体はもともと建設されておりまして、それがより使いやすくなるようにというところで、本事業で取り組みたいということだったんですが、ステークホルダー、実施機関、またヤードのリサイクラーの方たちから、もう少し全体的に、この事業をどうするのがいいのかというのをちょっと考えたいということで、この事業はJICAの事業ではスコープの対象外とすることとなりました。

他方で、協力準備調査を通じて、こういった改善策が考えられるのではないかとすることは検討しておりますので、その点については先方機関に申し入れるということで考えております。

5点目の感染症ですけれども、HIV/AIDSの教育・啓発プログラムというのは、既に実施機関またはリサイクラーの業界団体のほうで実施しておりますので、こちらが事業実施後も継続されるというところを確認していきたいというふうに考えております。

最後の労働安全のところですが、こちら、実施機関もしくは労働安全の監督局において必要だと思われる強化策があれば、先ほど申し上げた能力強化研修の中でしっかり対応するようにということで、実施計画に入れてくるということで実施機関と合意していきたいというふうに考えております。

説明としては以上となります。よろしくお願いいたします。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご指摘ありましたら、お願いいたします。

○石田委員 すみません、1分ほど留守にしたときに、ちょうど4番、社会環境の生活・生計のところをお話しされて、そこを見ると、「ステークホルダーからの要望が取り下げられた」というふうなことが書かれてあるんですね。私、これ、DFRのときのワーキンググループに出て、ここもかなり議論させていただいたんです。それは一体どういう事情なんでしょう。相変わらず、お話を聞いたり写真で見る限りでは、余りよろしくないところに皆さん住まわれておるように思うんですけれども、そこらへん、どういうものが原因でステークホルダーが要望を取り下げたり、インド国政府はそのような居住環境の改善をどういうふうに、どういう計画で改善しようと考えておられるのか。または、改善するつもりはあまりないのかという。そのあたりの事情をちょっとお聞かせ願えないでしょうか。

○國武 ありがとうございます。

ご指摘のとおり、労働者の方々の生活環境、非常によくないところで暮らされているのは間違いないんですけれども、今建てたものがあまり使われていないという現状

がありまして、その使い勝手のよさをどう改善していくかというところで、もう少し、建物の改善だけではなくて、全体的に労働者の環境改善というものをどうすればいいのかというところを改めて検討したいということで、今回の事業には含めないというふうに先方から話があったというところです。

○石田委員 ということは、先方としても、期限を区切って、いつまでにこういう計画で労働者の改善計画を考えたいということではなくて、前向きには考えたいけれども原案は特にないというような、そういう状況なんでしょうか。

○國武 そうですね。ちょっとそのあたりも、改善案を審査の中で提案してくる中で話はしていきたいと思うんですけれども、現時点でいつまでにとかという計画は聞いてはいないです。

○石田委員 ワーキングのときに、もう一つ、やっぱり話題になったのは、従業員の人たちが実際に働いている現場で空気感染、空気感染とは言いませんけれども、いろんな重金属だとか、いろんなダストが飛び交う中での労働安全。それがコインの表側としたら、コインの裏側はやっぱり生活環境だと思うんですよね。ですので、表と裏の議論を両方、私たちはさせていただいたと思うので、もし可能であれば、今後もインド国政府に時々確認をして、改善方向というのを推進していただけるとやっぱりいいんじゃないかというふうに個人的には思います。

○國武 承知いたしました。ありがとうございます。

○石田委員 ありがとうございます。

○村山委員長 作本委員。

○作本委員 すみません、私もこのワーキングに参加させていただいた者なんですけれども、2ページ目の2)、上から2段目なんです、代替案検討に書かれていることなんですけれども、この案件はインドのグジャラート州で、コストの面で、いわゆるビーチング方式を採用せざるを得ない。ビーチング方式、今まで伝統的なやり方だと、やっぱり海岸に船を引っ張ってきて、そこへいろいろ有害化学物質を垂れ流したり、急流で流しちゃうわけですね。あるいは、今の労働者の安全を守り切れないからということと言われつつも、それでもドライ方式のいいところを若干取り入れながら、それで基本的にはビーチングでいかざるを得ない。いわゆるコスト面から我々は折れたような、お金出せないんだからということでそうなったかと思うんです。それとあと日本の技術ですよ。そういうことでこれを受け入れたかと思ったんです。

ただ、この文章、ちょっと表現が違っているような気がするんですね。上から5、6行目に「今後その様な塗料を利用した船舶が減少することから」。これ、今、廃船の処理をやっているわけで、もう30年ぐらい前の船が今後直ちに減少するということは考えられない。TBTのことについては右下のほうの4)、右ページですか、3ページに書いてありますけれども、やっぱり大量のアスベスト、たしか数千トンですよ。そういうアスベストが排出されるわけですから。やはりこれは「減少することから」、

直ちにこれは廃船処理の、数十年前の船について言い切れることではないということ
で、これは「減少すると予想されるが」というような例えば表記に変えていただく
ということを、ちょっと私としては提案したいと思います。

あと、同じ2)の中で、下から4行目、ビーチング方式は何とか何とか「点を踏ま
え」。これ、みんなビーチング方式は、その直前に書いた、ドライドックのほうがい
いことはわかっているんですね、ヨーロッパのほう、あるいはNGOの人たちは。ただ、
それに至れない。お金の問題があるからということで、ビーチング方式をベースに置
いて、よりよくしようということを言っているんですから、この「発生する点を踏ま
え」じゃなくて、これは踏まえと言うと、これがみんな長所に読めてしまう。これっ
てみんな欠陥なんですよ。ビーチング方式にはこういう問題伴うけれども、それを
超えたいよと、超えるつもりだよということで、JICAさんがこれだけ大きい仕事をさ
れるということなんですが、これについても、「踏まえつつも」と。これはマイナス
条件なんであって、踏まえて、さも前提にして、その上にのるんじゃないで、こうい
う逆境もあるけれどもという意味で。「踏まえつつも」という表現のほうがこれは正
しいんじゃないかというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

2点です。

○國武 指摘ありがとうございます。

すみません、この文章だけを読みますと、特にこの「踏まえ」のところなんですけ
れども、こちらは、ビーチング方式が有利と考えられる点を記載しておりますので、
文章としては、趣旨としては間違っていないのかなと思います。

一方で、作本委員、ご指摘いただいた点はDFRのときに議論をした点ではございま
すので、そちらがわかるように記載を、DFRでは対応したいと思うんですけれども。

例えば助言、DFRの助言回答表のほうの2番目のところに、実は今ご指摘いただいた
ところの対応を記載させていただいているんですけれども、こちらの記載ぶりでは問
題はないでしょうか。

○作本委員 すみません、今の、どこの箇所になりますか。もう1枚の紙ですよ。今
ご指摘の、どこら辺に書いてありますでしょうか。

○國武 回答表の2ページ目の2番目のところの代替案の比較のところですね。

○作本委員 私も今そこに、メモを書き込んでいたんですけれども、ビーチング方式
は最善であるという、こう書いてあるんで、そういう議論じゃなくて、ビーチング方
式でも十分乗り越えられると、やっていけると、日本の技術とそういう支援でもって、
いい支援できるからというふうに私は理解して。というのは、グジャラート州はお金
ないからというふうに理解したんですが、いかがでしょうか。

○國武 すみません、当時のDFRのときの議論を私のほうで覚えている限りでは、単
純な解撤方法の比較ではなくて、この地域で行うに当たって、その解撤方法を比較す
るとどうなるかというのが最終的な議論だったと思うんですね。そうなった場合に、

今、100以上オペレーションがあるようなヤードを全てドライドックにすることは不可能であって、ドライドックを導入するにしても、ビーチングとの併用をせざるを得ないと。なので、比較するに当たっては、ビーチング方式だけ、もしくはドライドックとビーチング方式、もしくはその他の方式とビーチング方式の併用の比較をするべきだというような議論だったと記憶しております。その中で、ドライドックを建設することによる負の影響、環境への負の影響を考えると、ビーチング方式だけがこの地域では最適であるというのが結論だったというふうに記憶しているんですけども。

○作本委員 すみません、作本ですけども、今のお話の内容は、私、当日の議論だったと思います。

そういう意味で、この文章のほうがむしろずれているんじゃないかという気がするんですね。今の例えば2ページの下のほうを見ましても、「アラン・ソシヤでは」何とか何とか「有利性からビーチング方式が最善である」という結論。こういうんじゃないくて、今のお話によると、運営コストですね。いわゆるコストがかかり過ぎるというようなことなどの有利性を鑑みてというか、これは一部の要素にすぎないんで。だから、我々、ドライ方式を悪いというレッテルを張ったつもりは全くないんですね。ただ、ビーチング方式を進めざるを得ないというのが、我々もインドでわかる事情だと。だけど、我々は決してドライ方式を不適當だと、不適切とは決めつけていない。。それはもうEUその他でもってドライ方式ができればやっていただきたいという、そういうにすぎないという、ここね、資料のご紹介あるように、そういうレベルだと思うんですが。そのあたりの表現だけのことだと。

今のお話の内容は、私、まさにそのとおりだったと思います。

○國武 わかりました。では、DFRではその点を詳しく、比較した点を詳しく記載するという形にさせていただきたいと。

○作本委員 文章の表記だけを。我々は、このアラン・ソシヤでは、これ、例えば有利性が、ビーチング方式が最善であるというような。かといって、これは逆に読めば、ドライ方式はよくないよと否定したようにとれちゃうんですが、我々、ドライ方式はやっぱり一つの目標としてはいいけれども、これは今回はできないよということで、ビーチング方式で十分やっていけるよという話を聞いたものですから、そちらのビーチング方式でも。というのは、海に船を引っ張ってきて、海の流れ速いときに、みんなまた有害汚染物質が流れちゃうかもしれないというような、そういうリスクは若干あるけれども、こういう方式しか採用せざるを得ないということに何か我々の議論がきたのであって。この文章そのものですよ、そのまま文字どおり読むと、ビーチング方式が最善である、ドライ方式は否定されたというふうに、こう書いてある表現というのは、ちょっとおかしいんじゃないかと。だから、ちょっと、こう鑑みて、これが今回は最善だったと。最善というのは、ドライ方式を否定する意味じゃなくて、今回のこの案件についてはビーチング方式が最善だったというふうに、ちょっと表現を、

できることだったら、ちょっと注意していただきたいということです。

○國武 はい。では、比較の前提の部分をしっかり書いて、その結果、これが最善だったという形で書かせていただきたいと思います。

○石田委員 すみません、関連して。同じく助言対応表の、今、作本委員にお読みいただいた2ページ目の2のところの「アラン・ソシヤでは」、2のところの2段落目の、「アラン・ソシヤでは、工事・運営コスト、環境影響、運営面などの有利性から」と。工事・運営コストや運営面というのは、確かに簡便で安いということで、負担がかからないからということで有利だと思うんですが、環境影響、そうでしたっけ。ちょっと今ここに、資料が手元にないので、環境影響までビーチング方式のほうが有利なものでしたっけ。ドライな道をつくらないという意味では、今の浜に影響を与えないという意味ではあるんでしょう。有害物質の流出等の点から考えると、環境影響が、この環境は自然と社会、両方入っていると思うんですよね。社会、それが、ビーチング方式のほうが有利であるというふうな文章の書き方はちょっと気になりますね。

○國武 ちょっと前提の部分を書いていないのでわかりづらいところがあったと思うんですけれども、基本的にここでは比較しているのが先ほど申し上げたんですけれども、単純な手法の比較ではなくて、この地域で改善案を提示するとしたらどうなるかというところで、具体的に検討させていただいているんですね。

なので、このドライドック方式というのは、ドライドックだけを使って今後解撤をするという案ではなくて、ドライドックを導入しつつ、ビーチング方式も併用するということで比較をしているんですね。つまり、正確に言うと、ドライドックプラスビーチングか、ビーチングだけかというところでの比較になるんです。その中で、ドライドックを建設するとなると、浚渫等、海浜での工事が、大規模な工事が発生しますので、その点で環境影響が大きいというふうに、記載となっているということなんです。

○作本委員 すみません、ちょっとお時間とっちゃって申しわけないんですけれども、1回目にEIAの報告書を出していただいて、まず、私もそれを全部読んだときは、完全にドライ方式で持っていくと。なぜかという、ドライ方式を主張する、例えばEUの諸国、あるいはEU、そうでなくてもいいという最後結論になったりも。あるいはNGOの訴えによって、香港条約を批准しないと、インドでもって廃船作業というか事業を受けられない。なぜかって、パキスタン、中国、4カ国ぐらいで今受注合戦やっているけれども、香港条約にともかく合わせるために。じゃ、ドライ方式、あるいはビーチング方式のどっちをとらなきゃいけないんですかって。ただ、その規定はないんだと。自分たちで判断していいと。

JICAさんは、やっぱり今までの経験その他あるし、重要な室蘭のそういう経験も、解体の事業もあることだしということで、じゃ、ビーチングで、若干は質的には劣るけれども、日本の技術と、インド側のお金がないということで、それに合わせて、結

果的にはビーチング方式だけど乗り越えられると。そういうようなお話で結局こうなったかと思うんです。

ビーチング方式はなぜ悪いかって、初めて聞かれる方がおられるので。それはもう船に、干潮・満潮があったときに、廃船を干潮のときに引っ張ってきて、そこでぶつぶつ、アリさんみたいに刻んだら、その有害化学物質が海に流れて、急流の場所を選んでいるわけですから、流れて行って、環境に悪いのは、ある程度目に見えているわけですね。それに対応できる技術力を持っているからということで、私どもは、ビーチング方式をベースにしつつもドライ方式で、どうしても危ないものは若干のクレーンとか何か入れることで、その折衷案的なものをとるよというふうに私は理解したんですが。

私、さっきお話しいただいたの、そのまま同じことを話している。ぜひ文章の表現だけ、これ、気になるということなんですよ。

○村山委員長 恐らく既に了解されていると思いますが、助言の対応事項の表現でいうと、2ページ目の2番について、「工事・運営コスト、環境影響、運営面などの有利性から」というところが、全ての項目で有利だというふうに読めてしまうところがあるので、恐らくその点を少し変えていただいて、こういった点などの観点から、考慮してというような、その程度の表現であればいかがでしょう。

○作本委員 「考慮して」とか「鑑みて」とか。

それとあと、環境影響って、先ほど石田委員がおっしゃられた、この「環境影響」だけはちょっと削除願えたらありがたいですね。この用語は、環境影響はいろいろ、やっぱり長短があるということで話したと思いますね。

○村山委員長 ただ、環境影響も比較検討の項目には入っているわけですよね。

○作本委員 そういうと意味で、比較には入っています。

○村山委員長 ですから、それは残しておいたほうが私はいいかと思います。

○作本委員 わかりました。

○村山委員長 残した上で、「有利性から」という点を少し、表現を考慮していただくということですね。

○國武 はい。比較の前提の部分が、ちょっとここだと十分書き切れていないところもありますので、そこをしっかりと書いて、どういう判断でこれが最善だということがわかるようにしたいと思います。

○村山委員長 では、よろしいでしょうか。

では、これでご報告いただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

では、今日はあと、その他2点があります。

1つ目がモニタリング結果の報告方法の変更についてということで、これは前回も一度ご提案をいただきましたが、今日、再度ご提案いただいて、確定という形にしたい

と思います。

では、ご説明、よろしくお願いいたします。

○村瀬 それでは、環境社会配慮監理課の村瀬から、モニタリング結果の報告方法の変更ということで、前回、6月の助言委員会に引き続き説明いたします。

今日、とりあえずパワーポイントを投影していますけれども、お配りの資料に基づいて、簡潔に説明させていただきます。必要に応じて、パワーポイントを後で使わせていただくこともあるかもしれません。今日お配りした資料としまして、モニタリング段階における助言委員会への報告についてというパワーポイントの資料と、助言委員会運営に係る共有事項の修正案という、2点の資料をお配りしております。

パワーポイント資料については、表紙の次のスライドから、スライド番号の1から10までつけておりますが、1から7までについては、前回の全体会で説明させていただいた内容と同じになります。それで、スライド番号の8から10まで、3枚のスライドについては、前回の助言委員会における議論の要旨ということで、事務局で、長谷川委員、森委員、林委員、松本委員からご意見いただいた点の要点と、一部事務局から回答していることもありますので、その要旨をつけさせていただきました。

これらのスライドに関する説明は省略させていただきますが、前回の全体会合のご議論の中で、いずれのご意見も、事務局から提案させていただいたモニタリング結果の助言委員会の報告に関する対応方針案に対して、修正を求めるご意見でないという理解しております。また、前回の助言委員会の後に追加のご意見の提出は委員の方々からありませんでした。

このようなことから、助言委員会のモニタリング結果の報告方法についてですけれども、スライド番号の6ページ目と7ページ目に、今後の対応方針（案）ということで、改めて同じ内容で示させていただいた次第です。

また、もう一つの配付資料の、共有事項の修正箇所については、共有事項のページ番号の11-3-3というところの一番下に、「モニタリング段階における報告のタイミング」という項目を新たに設けました。そして、さらに次のページの11-3-4というページに移っていただければと思いますが、そこで、新たに2つの項目を設けまして、対応方針の案を追記しております。基本的には、スライドの7ページ目の今後の対応方針（案）の記載の中で、この共有事項に含められ得るところを書き入れたということになります。

共有事項の3-4のページの追加した項目の内容を読み上げますが、モニタリング結果の報告対象案件について、各案件の状況を勘案し、環境・社会モニタリングの両方において、一定程度情報が出そろった段階で、1回のみ報告するという。それ以降は、当該案件のモニタリング報告書を継続的にJICAウェブサイトに掲載する、という2点になります。

これまで基本的には、試行段階においても、各案件の最初のモニタリングについて1

回報告するということであったので、基本的なところは変わらないという提案になります。ただし、環境・社会のそれぞれ種類が違うモニタリングの報告について詳しく言及していなかったものですから、この点について、両方のモニタリング結果が一定程度情報が出そろった段階に、1回報告を行うといったことを少し具体的に書き加えさせていただいたというのが、対応方針案の主に明確にした点になります。

2点目の、「全報告対象案件の進捗状況は、半年ごと（6月、12月を目安とする）に報告する」という点については、前回6月の全体会合で報告させていただいた対象案件をリストにしたものの報告になりますけれども、それは変えておりません。しかし、「本進捗状況報告の中で、個別案件のモニタリング結果の報告に対する助言委員からの主な指摘事項への対応状況について、環境社会配慮監理課から報告する」という点については、1回のみの報告で十分でないというご意見も過去にありましたものですから、委員の方から過去にご指摘いただいた点については環境社会配慮監理課が担当部署からヒアリングをいたしまして、年に2回の報告のタイミングのところで、その後の対応状況についてまとめて報告させていただきたいということですが、ここは少し追加して提案させていただいた部分になります。

以上が、前回の対応方針案のポイントとなるようなところの説明になります。今日少し時間があるかと思いますので、引き続きご議論いただきまして、特段この対応方針案についてご異論なければ、この場でご了承をいただき、共有事項の追記版とあわせてセットさせていただければということを考えております。

以上になります。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、前回それから今回の2回で、できれば確定していきたいと思いますが、モニタリング段階の報告について、今のようなご説明ということです。何かご質問、ご意見ありましたら、お願いいたします。

松行委員。

○松行委員 すみません、根本的な質問なんですけど、モニタリングが非公開なところというのは、モニタリング自体はやっているという理解でよろしいんでしょうか。

○村瀬 実際には、前回、実態的なところは少し報告させていただきましたけれども、必ずしも十分やられていないというのが実情です。スライド番号3番のところのモニタリングをめぐる状況ということで、提出が滞っている実際に提出が遅れている状況について、お伝えしました。

また、提出、報告されたものについても、測定値、基準値が書かれていなかったケースや、当初審査時に合意した内容の項目が一部入っていなかった報告が提出されたケースもあります。

実際には報告、公開されているモニタリング報告書の数が少なく、まだ公開すべきものが公開されていないという課題があります。我々もまだ十分全て確認できてい

ないのですが、実態としては、モニタリングが実施されていないというケースというのは恐らくあると思います。そういうものについても今現在いろいろ督促しているところですし、必要に応じて支援をしているという現状です。

○松行委員 もしそうであれば、この対応方針案のところに、公開を促すだけではなくて、ちゃんとやってもらうように。そう書くと、何かちゃんとやっていないのを公にしてしまうようで、よくないのかもしれないんですが、そもそもちゃんとやってもらうようにするというのを入れるというのはいかがでしょうか。

○村瀬 スライド番号6のところに、公開を促していくこと、そして、モニタリング監理の強化ということを通じて取りつけ・確認を行うということは書いております。また、実施機関のモニタリング実施体制として整っていない部分については能力強化を行いますというような点も書いております。共有事項については、助言委員会の運用の手続を示す文書になりますので、今申し上げた点は書き入れておりません。このような現状の対応について、さらにご意見があれば、お願いいたします。

○村山委員長 JICAとしての環境社会配慮の中では、今、松行委員からご提案あったとおり、モニタリングについてはこれから、より活性化させていく方向だと私も思っています。

ただ一方で、助言委員会としての関わり方という意味では、共有事項に書かれている内容でおさまるのかなというところなので、恐らく今の点は今後のガイドラインの改定等にもかかわる話なので、今日だけではなくて、引き続き議論する機会があるかなと長期的には思っています。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 1つ、ローンなりなんなり、お金を貸すなり、事業をやることにに関して、モニタリングの経費というのは積算してあるんですか。だから、モニタリングをすることは契約上の義務であるということが明確になっていけばやらなきゃなんないし、やってくださいよと言うだけじゃ本当は日本のお金を使うときにはまずいんだったら、契約の書き方をきちんとしなきゃいけないということじゃないかと思いますけれども。

○村瀬 鈴木委員のご指摘についてですけれども、これは、前回の6月の全体会合で長谷川委員からも類似のご指摘いただきました。

まず、審査時の段階で、環境緩和策やモニタリングの実施経費というのは、実施責任者も含めて、環境管理計画、モニタリング計画に明記して合意しています。ただし、実施機関とJICAとの間で交わす協議議事録に記載して合意することとしていますので、契約文書であるローン・アグリーメント、グラント・アグリーメントには詳しく記載していないというのが現状だと理解しています。

また基本的には円借款であれば借款で供与された資金を使って、モニタリングを実施することは許容されています。

○村山委員長 松本委員。

○松本委員 村山委員長の話にあったように、改定とも関係するのかもしれませんが、今回のスライドで引用されていたのが項目の7番目の公開のところだけなんです。ガイドラインを見ますと、3-2-2の中の例えば1番目です。1番目、「JICAは原則として、カテゴリA、B及びFIのプロジェクトについては、一定期間、相手国等によるモニタリングの内重要な環境影響項目につき、相手国等を通じ、そのモニタリング結果を確認する。」ということが、JICAがやる、ガイドライン上やることがそこに書かれていると。

ある意味、助言委員会というのは、そのガイドラインが適切に運用されているかを確認するという意味からいけば、JICAがこのモニタリング結果を確認している内容をチェックするということだというふうに私は理解をするんですが。つまり、相手国政府からモニタリングレポートが公開されていないとか、いるとかということのみならず、JICA側がモニタリング結果を確認できているか、できていないかという情報はJICAの情報であって、それは公開対象になっても全然おかしくないと思う。すなわち、今JICA側がおっしゃったように、モニタリングされていないという事実を確認したとすれば、それは当然公開情報になるんじゃないかと私は思うわけで、そのこと自体を助言委員会の中で報告することは、もう当然の、ある種責任の一環ではないかなというか、私たちもそれをチェックする仕事はあるのではないかなというふうに思います。

具体的に、例えば今日まさに、さっきシップヤードの話で、石田委員、作本委員がおっしゃっていましたが、特に石田委員が、労働者の居住施設の改善について、その要望が取り下げられたけれども、それは非常に重要な問題だというふうにJICAは認識されていて、実施の間でそこはちゃんとチェックすることに今なったわけですが、そのチェックしてどうなったかが報告をされなければ、我々は言いつ放しであるということになってしまう。やはりそれについては、JICAがチェックしたところをモニタリングが適切にされていないとか、されているけれども公開されていないとか、そういう報告をしていただくことが重要なのではないかなというふうに思うわけで、我々とすれば、言いつ放し、やりっ放しにならないためには、何らか、そうしたJICA側の確認結果について、この場で公開していただくということはできるのではないかと私は思いました。

○村瀬 これまでいろいろ助言委員会の中で議論させていただいたことを踏まえて、基本的には、当初審査時において、モニタリング結果の公開について合意した案件について、助言委員の方々に報告できるものということで、公開情報に限るということで提案させていただいておりました。モニタリング結果については、そのような形で、今回も改めて提案させていただいたところです。

松本委員がおっしゃった、今の確認状況のところをどのようにご説明できるかというところについては、いろいろと課題がある状況で、確認できているところ、できていないところというところを、今まさに整理しているところでもありますので、一概

にどこまでご報告するか、できるかというところは、今この場では申し上げにくいところではあります。

ただし、先ほど、この方針案の中で申し上げたような、カテゴリAの実施中案件リストに基づき、年に2回報告するタイミングで、個別案件としてモニタリング結果の公開に合意している案件のその後の対応状況はご説明する予定です。

他方で、公開について合意できていない情報について、十分できていないことを確認したということも含めて、確認結果をどこまで報告しこの場でご議論できるかという点については、この場で申し上げにくいので、持ち帰って考えさせていただければ幸いです。

○松本委員 ちょっと短めに。

例えば、じゃあ、議論しやすいように、シップリサイクルヤード改善事業の、先ほどのA3判のとじているやつですね。前、A3判だった。例えば、この確認済・指摘事項で、審査までの要確認事項というのを右側に書いていただいているわけで、先ほどの石田委員がご指摘になった5ページ目の生活・生計のところ、例えば、労働者の住居、環境改善に努めるよう実施機関に申し入れ、その進捗状況を報告してもらうというようなことをこのところのところに書いといていただくと、我々としては安心できる。つまり、審査段階で改善を申し入れたただけで済み、円借款出しますではなく、それは定期的に報告をしてもらうという意味で、やはり何かこのところで軽重をつけるというようなことも可能だと思いますし、やはり我々、この最後の環境レビュー方針というものを、融資を決める段階だけではなくて、その後のモニタリングも考えた上で書き方を考えるというのは一つあり得るかなと。

これはコメントですが、以上です。

○村山委員長 今の点でいくと、レビュー方針の後にレビュー結果も報告していただいている、その段階で恐らく、こちらに挙がっているような項目については、ある程度の報告がいただけるだろうと思います。

ただ、その後の実際のモニタリングの段階でどこまで報告していただけるかは、ご指摘のとおりなので、今の段階でいうと公開・非公開という区別しかないんですけれども、非公開の内容についてももう少し詳しく報告をいただきたいと。具体的な内容は別にして、例えばモニタリングレポートが出ているのか、出ていないのか。出ているとすれば、それについてJICAは確認しているのか、していないのかというような、もう少し踏み込んだ報告をいただきたいというようなご意見だと思います。

なので、共有事項に書かれている内容については短い文章なので、この程度だと思うんですが、具体的な報告の内容についてはもう少しご検討いただいて、6月、12月ということなので、次は半年後ぐらいだと思いますが、その段階でもう少し踏み込んだご報告はいただければということだと思います。

では、よろしいでしょうか。

少なくとも今日の段階では、共有事項については、こうした記述で確定ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。では、この形で進めさせていただきます。

では、その他の2番目ということで、ガイドラインのレビュー実施スケジュール案についてというのがあります。これについて、ご説明をお願いいたします。

○永井 環境社会配慮ガイドラインレビューの実施スケジュール案について、ご説明させていただきたいと思います。先月の全体会合でご説明しますと申し上げていたものでございます。

まず、JICAの環境社会配慮ガイドラインの10ページの2-10-2に当たるんですけれども、そこに、ガイドラインの見直しに関して規定がございます。具体的には、施行後10年以内に、レビュー結果に基づく包括的な検討と、必要に応じてガイドラインの改定を行うとの規定でございます。こちら、具体的には、この文章、3段階に分かれてございまして、まずはレビューを実施する。次に、当該レビュー結果に基づく包括的な検討を行う。そして3段階目として、最後に、必要に応じたガイドラインの改定を行うという、この3段階に分かれてございます。

本日は、最初のレビューの実施に係る、一番最初の段階のレビューの実施に係るスケジュール案について、ご説明させていただきたいと考えてございます。

なお、第2段階以降の手續については、現時点では決まっておりませんで、今後、具体的なやり方を検討していきたいと考えてございます。

お手元に配付資料で、こちらのA4横のスケジュール表を配付したかと思えますけれども、こちらもごらんください。

そもそも、なぜ助言委員会でのご説明かということですが、環境社会配慮助言委員会は、JICAの協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために設置された委員会でございます。助言委員会は、環境社会配慮面の専門性を有し、この7年間にわたり、カテゴリA案件を中心に、JICAの環境社会配慮文書の確認、助言をしていただきました。また、個別のガイドラインの運用上の課題を十分認識しておりますので、助言委員会よりコメントを頂戴することが適当と考えた次第でございます。個別案件のワーキンググループと同様に、組織を背負わず個人の立場で、今までの経験を踏まえて、自由にご意見頂戴したいと考えてございます。

JICAは、助言委員より頂戴した意見も参考の上、JICAの責任でレビューを実施したいと考えてございます。

お手元のスケジュール案に沿って、簡単に説明させていただきます。

まず、JICAのほうでレビュー論点案を作成したいと思います。そして、2017年の、すみません、第2、第3と書いてありますけれども、2017年度第2四半期というのは7月、8月、9月のことでございます。申しわけございません。まず、JICAのほうでレビュー論点案を作成し、2017年9月、10月の助言委員会の全体会合で説明したいと思ってお

ります。

レビュー論点案とは、ガイドラインを運営してきたJICAとしての問題意識、世界銀行、ADBなど、他ドナーのセーフガード政策の改定状況や、これまでの運用、運用見直し時の検討課題、開発途上国側の問題意識、これまでに頂戴した外部からの意見等から構成される論点案というものでございます。

また、現行ガイドラインの施行後に民間連携事業も、海外投融資などの民間連携事業ですとか、インフラ輸出のさらなる促進及び迅速化、国際金融機関との協調融資の増加、中小企業向け支援導入といった、JICAの事業を取り巻く環境変化についてもレビュー論点案に含めたいと考えてございます。

こちらのレビュー論点案に基づきまして、JICAにて業務指示書を作成し、外部委託先の選定を行う予定でございます。このレビューを外部委託するのは、海外出張や報告書の策定等の作業が生じるため、調査自体はJICAのクレジットで行う予定でございます。

2017年10月、11月に外部委託先の選定を行い、2017年12月から半年かけてレビュー調査を実施する予定でございます。レビュー調査は、スケジュール表だと4ポツのスケジュール期間でございます。

ただし、脚注に記載させていただいたとおり、レビューの実施期間については、レビューの論点や内容、レビュー手法の検討結果等を踏まえて見直す予定でございます。

そして、最後の5ポツ目、最後というか5ポツ目ですけれども、レビュー報告書案が完成した段階で、現時点では2018年度第1四半期ごろに、助言委員会の全体会合で同報告書案のご意見を頂戴したいと考えております。また、必要に応じて、同報告書案をパブリックコメントに募集した後に、レビュー報告書案をJICAのホームページで公開する予定でございます。

本日お配りしたこの「レビュー実施スケジュール（案）」について、助言委員の皆様からご意見いただければと思っております。具体的には、今度、レビュー論点案の段階で、改めてご相談させていただければと考えてございます。

以上でございます。

○村山委員長　ということで、スケジュール案が提出されたということですが、ご質問、ご意見ありましたら、お願いいたします。

作本委員。

○作本委員　5年目にかなりエネルギーかけて検討された、あれもこの素材に、どこかで使っていくということで。

○永井　永井でございます。

5年前に見直しを、レビューを行いまして、第11回まで論点としては19点いただいておりますので、こちらもちろんレビュー論点案の中に入れさせていただきまして、レビューのベースにしたいと考えてございます。

○村山委員長 松本委員、どうぞ。

○松本委員 今のお話ですと、レビュー論点の中には、いわば調査項目というか、そういうようなものが反映されるというふうに理解をいたしました。要するに、この世界でいけばスコーピング案みたいなものだと思いますけれども、やっぱりそのレベルでパブリックコメントというか、どの程度かは別としても、やはりJICAの業務に興味のある人たちからの、公のレベルでの意見聴取をするというほうが手続としては好ましいのではないかと。つまり、論点はこちらのほうのややクローズド、もちろん助言委員会全体会合はオープンですが、クローズドの世界でつくって、その報告書だけパブコメ募集とするよりは、むしろ項目として、あるいはケースとして扱う過去の案件の何かリストみたいなものが出てくるような段階で、外の意見を聞くということとはできないんじゃないでしょうか。

○永井 レビュー論点案に関して、現時点ではパブコメは予定してございません。

松本委員のご指摘のとおり、レビュー論点案はスコーピング案、調査のTOR的なものになるかと思いますが、ただし、助言委員会の全体会合は逐語録で、資料もホームページで公開させていただく予定でございます。その中で、各種ステークホルダーの方々からご意見があれば、お伺いしたいというふうに考えてございます。

○松本委員 まず確認ですが、通常、全体会合はオープンですので、関心のある人はその場に来てもらって、意見を提出するなり、あるいは、オブザーバーとして意見を述べるなりということも可能であるという理解でよろしいのでしょうか。

○永井 はい。助言委員会の運用規定にはオブザーバー参加は可能と書いてございますので、同じように運営してまいりたいと考えてございます。

○村山委員長 第2四半期から始まっているので、結構直近の話だと思いますが、レビュー論点案の作成というところで、■が2つあるのは、これは具体的には何月ですか。

○永井 1ポツのレビュー案の作成は7月、8月。JICAのほうで7月、8月で、今、レビュー論点案をこれからつくろうと思っているところでございまして、9月の助言委員会の全体会合でレビュー論点案をお示ししたいと思っています。

2ポツがレビュー論点案の助言委員会へのお示しするタイミング。

○村山委員長 そうすると、9月、10月ということでしょうか。

○永井 9月、10月でレビュー論点案をご議論させていただければと思っております。

○松本委員 5年前、私もそのレビューのほうのチームでやらせていただいたんですが、かなり時間かかったんですね。それを考えると、あのときはしかも、小グループというか、サブコミッティのようなものをつくって、結構集中して議論をした記憶があります。

今回の場合、2カ月間、2回でレビュー論点案、そして2回で最終化、かつ、TORもそこに1個かぶさっているような感じで、しかも、この間に通常の助言委員会が開かれている。

前回、5年前も実を言うと、そこが結構しんどくて、通常のワーキンググループもあり、助言案の策定もあり、かつ、これもやるみたいなので、かなりハードだった記憶があるんですが。

その意味で、柔軟に実施期間は、実施する期間に対応するとは書いてありますが、それにしてもやや、全体会合だけで対応するには、この日程に無理を感じるんですが、いかがでしょう。

○永井 前は、運用の見直しのときは、レビュー、プラス検討も行ってたと理解をしております、今回は、レビューの後に検討して改定、必要に応じて改定というところで、レビュープロセスについて今回ご説明をさせていただいているわけですし、その後の検討プロセスは、また別途ご相談させていただければと考えています。

○村山委員長 最初にお話しになった3段階の全体像が見えにくいので、できれば資料を用意していただきたかったと思います。

○永井 すみません、このガイドラインの2-10-2をそのまま読んでしまいました。ガイドラインの2-10-2なんですけれども、「本ガイドライン施行後10年以内にレビュー結果に基づき包括的な検討を行う。」とまず書いてありまして、レビュー結果に基づくためには、まずレビューをしなければならないので、今回の外部委託でレビューをJICAのほうでさせていただくと。その後の包括的な検討に関しては、第2段階目として考えております。第3段階目は、「それらの結果、必要に応じて改定を行う。」と。この改定が第3段階目のプロセスと考えてございます。

○村山委員長 わかりました。

今日の表でいくと、レビューの実施の後に助言委員会はどのようにかわることになるでしょうか。

○永井 すみません、こちらにちゃんと記載。5ポツに「レビュー報告書案の公開」とありますけれども、このタイミングで助言委員会にもご説明しようと、5ポツのところでも助言委員会にご説明しようと考えてございます。

○村山委員長 そうすると、■の位置でいうと、来年の4月ぐらいにその結果が出てくるということですね。

○永井 はい。レビュー報告書案をお示ししようと考えてございます。

実はその後、まだ2018年ですので、ガイドライン、2020年が次の目標となりますので、一定の期間は確保しております。

○村山委員長 ということですが、いかがでしょうか。

運用見直しの段階では、あくまで今のガイドラインの範囲内でかなり議論があったと思いますけれども、ガイドラインの改定になると、かなりスキームも変わってきているので、そのあたりも含めて議論されるということですね。

○永井 はい、そうですね。ガイドライン施行後、民間連携事業部ですとか、中小企業の事業スキームは出てきていますし、あと、国際機関がいろいろとガイドライン改

定をしておりますので、その流れというところも論点に含まれてくると考えております。

○村山委員長 では、他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、一応こういうような形で進んでいくということになります。

ありがとうございました。

あと、ほかに何か委員のほうからありますでしょうか。

なければ、次回の会合のスケジュール確認をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○永井 次回の会合、82回は8月7日月曜日、2時半から、会議室は113を予定してございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○村山委員長 では、今日の全体会合、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

午後5時05分閉会